

○近江八幡市人権擁護に関する条例

平成24年3月26日

条例第1号

近江八幡市は、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重するとした日本国憲法の理念と近江八幡市人権擁護都市宣言の主旨のもと、「差別をしない、させない、許さない」世論の形成及び人権尊重に努め、あらゆる人権侵害をなくし、市民の幸福を追求するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる人権侵害をなくし、人権意識の高揚を図り、明るく住みよい「人権擁護都市」の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに市民の人権擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、基本的人権を尊重するとともに、あらゆる人権侵害を許さない意識の喚起に努めるものとする。

2 市民は、あらゆる人権侵害をなくするための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、あらゆる人権侵害をなくするため、社会福祉の充実、職業の安定、教育及び文化の向上、人権擁護等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の推進)

第5条 市及び市民は、あらゆる差別をなくするため、啓発活動を効果的に推進するとともに、人権侵害をなくする世論の醸成に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、人権侵害を根絶するため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる人権侵害をなくする施策を効果的に推進するため、必要に応じ体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第8条 市は、あらゆる人権侵害をなくするための重要事項を調査及び審議する機関として、近江八幡市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の運営に関する事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。